

和歌山大学教学マネジメント室設置要項

令和5年6月23日学長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学組織規則第17条第2項の規定に基づき、和歌山大学教学マネジメント室（以下「室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 室は、和歌山大学（以下「本学」という。）における教育、学修の評価方法の改善及び教育の質の保証（以下「教学マネジメント」という。）を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教学マネジメントに関する調査・研究に関すること
- (2) 教学マネジメントに関する制度、方法等の設計に関すること
- (3) 教学マネジメントの企画・立案・実施等に関すること
- (4) 教学マネジメントの策定・検証・調整に関すること
- (5) 教学マネジメントにおけるFD・SDに関すること
- (6) その他、教学マネジメントに関する検討及び企画・立案に必要な事項

(組織)

第4条 室は、次に各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

2 室長及び室員は、教育を担当する理事が任命する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 室には、必要に応じて副室長を置くことができる。

(検討部会)

第5条 室には、必要に応じて検討部会を置く。

2 検討部会に関する事項は、室長が別に定める。

(事務)

第6条 室の事務は、学務課が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し、必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和5年7月1日から施行する。

2 この要項施行後、最初に任命される室長の任期は、第4条第3項の規定に関わらず、令和7年3月31日までとする。